

関するものであつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第二十条の八に規定する再免許申請書にその旨を記載して再免許申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

（審査及び包括免許の付与）

第二十条の十一 （略）

（包括免許に関する準用規定）

第二十条の十二 第九条、第十四条及び**第十八条**の規定は、包括免許について準用する。

2 第二十条の二（**第四項**を除く。）、第二十条の三（第二項を除く。）及び第二十条の三の二（第二項を除く。）の規定は、包括免許人の地位の承継について準用する。**この場合において、第二十条の三第八項及び第二十条の三の二第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十一において読み替えて適用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の四」と読み替えるものとする。**

（様式等）

第二十一条 法第十四条の免許状の様式は、**別表第六号から別表第六号の三までのとおりとする。**

2～5 （略）

（審査及び包括免許の付与）

第二十条の九 （略）

（包括免許に関する準用規定）

第二十条の十 第九条、第十四条及び**第十七条**の規定は、包括免許について準用する。

2 第二十条の二（**第三項**を除く。）、第二十条の三（第二項を除く。）及び第二十条の三の二（第二項を除く。）の規定は、包括免許人の地位の承継について準用する。

（様式等）

第二十一条 法第十四条の免許状の様式は、**別表第五号から別表第五号の四までで定める。**

2～5 （略）

6 **総務大臣又は総合通信局長は、第一項の規定にかかわらず、小型の免許状によることがある。**

6| (略)

第二十一条の二 法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、別表第六号の四のとおりとする。

(免許状の訂正)

第二十二条 免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 無線局の種別及び局数
- 三 識別信号(包括免許の場合を除く。)
- 四 免許の番号
- 五 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2| 前項の申請書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3| 第一項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

4| 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

5| (略)

(免許状の再交付)

第二十三条 免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状

7| (略)

第二十一条の二 法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、別表第五号の五のとおりとする。

2| 総合通信局長は、前項の規定にかかわらず、小型の免許状によることがある。

(訂正)

第二十二条 免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。

2| 前項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

3| 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。

4| (略)

(免許状の再交付)

第二十三条 免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状

の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号（包括免許の場合を除く。）

四 免許の番号

五 再交付を求める理由

2 前項の申請書の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（特定無線局の運用開始の期限の延長）

第二十三条の二 法第二十七条の六第一項の規定により、運用開始の期限の延長をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別

三 包括免許の番号

四 運用開始の期限

五 希望する延長期限及び延長する理由

2 前項の申請書の様式は、別表第三号の三のとおりとする。

3 総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、運用開始の期限

の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号（包括免許の場合を除く。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。但し、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（特定無線局の運用開始の期限の延長）

第二十三条の二 法第二十七条の六第一項の規定により、運用開始の期限の延長をしようとするときは、延長の期限及び理由を記載した申請書にその写し一通を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

を延長することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

(無線局の運用開始等の届出)

第二十四条 法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 無線局の種別及び局数
 - 三 識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)
 - 四 免許の番号
 - 五 運用開始の期日又は運用開始年月日(法第十六条第二項に該当する場合を除く。)
 - 六 運用休止期間及び運用を休止する理由(法第十六条第二項に該当する場合に限る。)
- 2| 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 一 無線航行陸上局 運用規則第八号第三号及び第四号(これらの規定を運用規則第八十二条において準用する場合を含む。)に掲げる事項
 - 二 標準周波数局 運用規則第四十条各号に掲げる事項
 - 三 特別業務の局(設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)
- 運用規則第四十条各号に掲げる事項

(運用開始等の届出)

第二十四条 法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、文書により行なうものとする。この場合において、当該届出が法第十六条第二項の規定によるものであるときは、その理由を届書に付記するものとする。

3 前二項の届出書の様式は、別表第三号の四のとおりとする。

(特定無線局の開設の届出)

第二十四条の二 (略)

2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五(施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六)の様式により行うものとする。

3 (略)

(無線局の廃止の届出)

第二十四条の三 法第二十二条又は法第二十七条の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。

一 (略)

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)

四 免許の番号

五 廃止する年月日(この項ただし書の規定により提出された場合に

第二十四条の二 (略)

2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出は、別表第五号の五の二(施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第五号の五の三)の様式により行うものとする。

3 (略)

(免許後の変更等の手続)

第二十四条の三 法第二十二条又は法第二十七条の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。

一 (略)

二 廃止する年月日(この項ただし書の規定により提出された場合には、廃止した年月日)

三 無線局の種別

四 免許の番号

五 免許の年月日

は、廃止した年月日)

2| 前項の届出書の様式は、別表第七号のとおりとする。

3| 第一項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

(特定無線局の廃止の届出)

第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一〇五 (略)

2| 前項の廃止の届出は、別表第七号の二の様式により行うものとする。

(無線局の変更の申請等)

第二十五条 (略)

2 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行^う場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。

六 識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）

2| 前項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一〇五 (略)

第二十五条 (略)

2 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行^なう場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。

3 (略)

4 法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号

四 免許の番号

五 変更の許可の年月日及び変更許可通知書(第一項において準用する第十二条第五項の規定により通知する文書をいう。以下同じ。)

六 工事を完了の年月日

七 検査を希望する日(法第十八条第一項ただし書に該当する場合及び同条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。)

5 前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。

6・7 (略)

第二十五条の二 法第二十七条の八の規定により特定無線局の目的若しくは

は通信の相手方の変更又は開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けようとするときは、別表第四号の二の申請書に別表第二号の四の無線局事項書及び工事設計書を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

2 (略)

3 (略)

4 法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、その旨を文書により総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

5・6 (略)

第二十五条の二 法第二十七条の八の規定により通信の相手方の変更又は

開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けようとするときは、申請書に第二十条の五第二項の無線局事項書及び工事設計書を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

2 (略)

第二十五条の三 手数料令第四条の規定による手数料は、第二十五条第四項に規定する届出書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めるものとする。

(認定の申請)

第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

2 (略)

3 第一項の申請書の様式は、別表第八号のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第八号の二のとおりとする。

(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 第二十条の二(第四項)を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定

第二十五条の三 手数料令第四条の規定による手数料は、第二十五条第四項に規定する文書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めるものとする。

(認定の申請)

第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 第一項の申請書の様式は、別表第五号の六のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第五号の七のとおりとする。

(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 第二十条の二(第三項)を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定

の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十六において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十三第四項」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）」、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十六において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十三第四項」と読み替えるものとする。

（登録の申請書等）

第二十五条の十 法第二十七条の十八第二項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2 法第二十七条の十八第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第三号」とあるのは「別表第五号の八」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）」、種別、免許の番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第四号」とあるのは「別表第五号の九」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と読み替えるものとする。

（登録の申請書等）

第二十五条の十 法第二十七条の十八第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2 法第二十七条の十八第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 無線局の種別

一〇四 (略)

3〇4 (略)

(再登録の申請等)

第二十五条の十四 無線局の再登録を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一〇三 (略)

四 希望する登録の有効期間

2 前項の再登録申請書の様式は別表第一号の三のとおりとする。

3 (略)

(相続等における登録の承継の届出)

第二十五条の十五 法第二十七条の二十四第一項の規定により登録局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に、同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

一 (略)

二 承継に係る登録の番号、登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 (略)

2 前項の届出書の様式は、別表第五号の三のとおりとする。

3 登録人の地位を承継することができる者が二人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

一〇五 (略)

3〇4 (略)

(再登録の申請等)

第二十五条の十四 無線局の再登録を申請しようとするときは、次の事項を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一〇三 (略)

四 登録の有効期間満了の期日

2 前項の再登録申請書の様式は別表第一号の五のとおりとする。

3 (略)

(相続等における登録の承継の届出)

第二十五条の十五 法第二十七条の二十四第一項の規定により無線局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類に、同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

一 (略)

二 承継に係る無線局の種類、登録の年月日、登録の番号、登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 (略)

2 登録人の地位を承継することができる者が二人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、その者は、前項の書類に他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

(包括登録の申請書等)

第二十五条の十七 法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、**別表第一号の四**のとおりとする。

2 法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

3 4 (略)

(包括登録の再登録の申請等)

第二十五条の十九 包括登録の再登録を申請しようとするときは、**次に掲げる事項**を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一 三 (略)

四 **希望する登録の有効期間**

五 (略)

2 前項の再登録申請書の様式は **別表第一号の四**のとおりとする。

3 (略)

(登録状)

第二十五条の二十一 (略)

2 前項の登録状の様式は、**別表第六号の七**のとおりとする。

(登録状の訂正)

第二十五条の二十二 **登録人は、法第二十七条の二十五の登録状の訂正を**

(包括登録の申請書等)

第二十五条の十七 法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、**別表第一号の四**のとおりとする。

2 法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 **無線局の種別**

二 四 (略)

3 4 (略)

(包括登録の再登録の申請等)

第二十五条の十九 包括登録の再登録を申請しようとするときは、**次の事項**を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一 三 (略)

四 **登録の有効期間満了の期日**

五 (略)

2 前項の再登録申請書の様式は **別表第一号の五**のとおりとする。

3 (略)

(登録状)

第二十五条の二十一 (略)

2 前項の登録状の様式は、**別表第五号の十**のとおりとする。

(登録状の訂正及び再交付)

第二十五条の二十二 **第二十二條及び第二十三條の規定は、登録状について**

受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の番号

三 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2| 前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3| 第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。

4| 総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。

5| 第二十二条第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。

(登録状の再交付)

第二十五条の二十二の二 登録人は、登録状を破損し、汚し、失つた等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の番号

三 再交付を求める理由

2| 前項の申請書の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

3| 第二十二条第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、登録状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

て準用する。この場合において、第二十二条第一項及び第四項並びに第二十三条第一項中「免許人」とあるのは「登録人」と、同項中「免許の番号並びに識別信号(包括免許の場合を除く。)」とあるのは「登録の番号」と、同条第二項中「前条第四項」とあるのは「第二十五条の二十二において読み替えて準用する前条第四項」と読み替えるものとする。

(新設)

(登録局の開設の届出等)

第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、**次に掲げる事項**とする。

一〜四 (略)

五・六 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の三十一の規定による届出は、**別表第三号の七**の様式により行うものとする。

4 (略)

(登録局の廃止の届出)

第二十五条の二十四 法第二十七条の二十六第一項の規定による**登録局**の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した**届出書**を総合通信局長に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三・四 (略)

五 包括登録に係る**全て**の登録局を廃止したときは、その旨

2| **前項の届出書の様式は、別表第七号の三のとおりとする。**

(変更登録の申請)

第二十五条の二十五 法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の三十第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、**次に掲げる**

(登録局の開設の届出等)

第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、**次の事項**とする。

一〜四 (略)

五 **登録の年月日**

六・七 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の三十一の規定による届出は、**別表第五号の十一**の様式により行うものとする。

4 (略)

(登録局の廃止の届出)

第二十五条の二十四 法第二十七条の二十六第一項の規定による**無線局**の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した**文書**を総合通信局長に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 **無線局の種別**

四 **登録の年月日**

五・六 (略)

七 包括登録に係る**すべて**の登録局を廃止したときは、その旨

(変更登録の申請)

第二十五条の二十五 法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の三十第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、**次の事項**を

事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一 (略)

二 登録の番号

三 (略)

2 (略)

3 前二項の申請書及び届出書の様式は、別表第四号の三のとおりとする。

(設置許可の申請)

第二十六条 (略)

2 前項の申請をしようとする者は、別表第九号の様式による申請書に別表第九号の二又は別表第九号の三の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3 前項の規定による添付書類については、既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合(許可の申請をしようとする設備の設置場所(移動する設備にあつては、その常置場所とする。以下この項において同じ。)と既に許可の申請書が提出された設備の設置場所が同一総合通信局の管轄区域内にある場合に限る。)は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一 (略)

二 登録の年月日及び登録の番号

三 (略)

2 (略)

(設置許可の申請)

第二十六条 (略)

2 前項の申請をしようとする者は、別表第六号第一の様式による申請書に同表第二又は第三の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3 前項の規定による添付書類については、既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合(許可の申請をしようとする設備の設置場所(移動する設備にあつては、その常置場所とする。以下この項において同じ。)と既に許可の申請書が提出された設備の設置場所が同一総合通信局の管轄区域内にある場合に限る。)は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

(許可状等)

第二十七条 法第百条第二項の許可を与えたときは、**別表第十号**で定める様式の許可状を交付する。

2 (略)

(許可状の訂正)

第二十八条 法第百条第二項の許可を受けた者は、**同条第五項**において準用する**法第二十一条**の規定により許可状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設備の種別及び設備数

三 許可の番号

四 許可の年月日

五 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2 前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな許可状の交付による訂正を行うことがある。

3 総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により許可状の訂正を行うことがある。

4 第二十二条第五項の規定は、新たな許可状の交付を受けた場合に準用する。

(許可状の再交付)

第二十八条の二 法第百条第二項の許可を受けた者は、**第二十七条第一項**の許可状を破損し、**汚し**、失つた等のために許可状の再交付を申請しよ

(許可状等)

第二十七条 法第百条第二項の許可を与えたときは、**別表第七号**で定める様式の許可状を交付する。

2 (略)

第二十八条 **第二十二条**の規定は、許可状の訂正の場合に準用する。

2 法第百条第二項の許可を受けた者は、**前条第一項**の許可状を破損し、**よごし**、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、

うとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設備の種別及び設備数
- 三 許可の番号
- 四 許可の年月日
- 五 再交付を求める理由

2 第二十二条第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(許可の承継の届出)

第二十八条の三 第二十条の二(第二項及び第四項を除く。)の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。

(変更の申請等)

第二十九条 法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号の二又は別表第九号の三の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2 (略)

理由を記載した申請書に別表第六号第2の様式による添付書類(図面を除く部分とする。)一通を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。

3 第二十二条第四項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(変更等の手続)

第二十八条の二 第二十条の二(第三項を除く。)の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。

第二十九条 法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、申請書又は届書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第六号第2又は第3の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2 (略)

（廃止の届出）

第三十条 法第百条第五項において準用する法第二十二條の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した**届出書**を総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一・二 (略)
- 三 **設備の種別及び設備数**
- 四・五 (略)

(外国の無線局の運用の許可手続)

第三十一条 (略)

2 前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した**申請書**を総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 **包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名**

二 (略)

三・五 (略)

3 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の**申請書**に次に掲げる事項を記載した**書類**を添付しなければならない。

一・四 (略)

4 第二項の申請書の様式は、**別表第十一号**のとおりとし、当該申請書に添付する書類の様式は、**別表第十一号の二**のとおりとする。

第七章 **無線局の運用等の特例に係る手続**

第三十条 法第百条第五項において準用する法第二十二條の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した**文書**を総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一・二 (略)
- 三 **高周波利用設備の種別**
- 四・五 (略)

(外国の無線局の運用の許可手続)

第三十一条 (略)

2 前項の申請をしようとする包括免許人は、**申請書に次の事項を記載した書類を添えて**、総合通信局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 **包括免許の年月日**

三・五 (略)

3 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の**書類**に、**同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載**しなければならない。

一・四 (略)

4 第二項の申請書の様式は、**別表第八号第1**のとおりとし、当該申請書に添付する書類の様式は、**同表第2**のとおりとする。

第七章 **無線局の運用の特例に係る手続**

(外国において取得した船舶又は航空機の無線局の免許の特例)

第三十一条の二 法第二十七条第一項の規定により外国において取得した船舶又は航空機に開設する無線局の免許を受けようとする者は、別表第一号の申請書に、船舶局にあつては別表第二号第三の、航空機局にあつては別表第二号第四の無線局事項書を添付して、総合通信局長に提出しなければならぬ。

2 総合通信局長は、第一項の申請を審査した結果、免許を与えることが適当と認めるときは、免許状を交付する。

3 第二十二条第五項の規定は、法第二十七条第二項の規定により免許の効力が失われた場合に準用する。

(非常時運用人による無線局の運用の届出)

第三十一条の三 (略)

2 (略)

3 法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

4 (略)

(免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用に関する準用)

第三十一条の四 (略)

(登録人以外の者による登録局の運用に関する準用)

第三十一条の五 第三十一条の三の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。

この場合において、第三十一条の三第一項第一号中「非常時運用人」と

(新設)

(非常時運用人による無線局の運用の届出)

第三十一条の二 (略)

2 (略)

3 法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第九号の様式により行うものとする。

4 (略)

(免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用に関する準用)

第三十一条の三 (略)

(登録人以外の者による登録局の運用に関する準用)

第三十一条の四 第三十一条の二の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。

この場合において、第三十一条の二第一項第一号中「非常時運用人」と

あるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許又は」とあるのは「登録局の」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。

(削除)

あるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許又は」とあるのは「登録局の」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。

第八章 雑則

(電磁的方法により記録することができる提出書類等)

第三十二条 次に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により記録し、提出することができる。

- 一 第四条第一項に規定する書類
- 二 第五条第二項に規定する書類
- 三 第六条第一項に規定する書類
- 四 第十一条の規定に基づき提出する書類
- 五 第十二条第一項(第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出する書類
- 六 第十六条の規定により再免許申請書に添付する書類
- 七 第二十条の二第一項(同条第三項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出する書類
- 八 第二十条の五第二項に規定する書類
- 九 第二十条の八の規定により再免許申請書に添付する書類
- 十 第二十二条(第二十八条第一項において準用する場合を含む。)の

別表第一号～第十二号

別途

規定に基づき申請する書類

十一 第二十三条の二の規定に基づき提出する書類

十二 第二十四条の規定に基づき届け出る文書

十三 第二十四条の三第一項の規定に基づき提出する書類

十四 第二十四条の四に規定する文書

十五 第二十五条の二の規定に基づき提出する書類

十六 第二十六条第二項の規定により申請書に添付する書類

十七 第二十五条の四第一項の規定により申請書に添付する開設計画

十八 第二十八条第二項の規定に基づき提出する書類

十九 第二十九条第一項の規定により申請書又は届書に添付する書類

二十 第三十条の規定に基づき提出する文書

二十一 第三十一条第二項の規定により申請書に添付する書類

別表第一号～第九号

別途

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（空中線電力の許容偏差） 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>送信設備</p>	許容偏差	許容偏差
	<p>一～五 (略)</p>	<p>上限（パーセント）</p>	<p>下限（パーセント）</p>
<p>六 次に掲げる送信設備 （一）・（二） (略) （三） 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）） において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一）、二</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>五〇</p>	<p>五〇</p>	<p>（略）</p>
<p>（空中線電力の許容偏差） 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>送信設備</p>	許容偏差	許容偏差
	<p>一～五 (略)</p>	<p>上限（パーセント）</p>	<p>下限（パーセント）</p>
<p>六 次に掲げる送信設備 （一）・（二） (略) （三） 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第五十四条第四号の二） において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>五〇</p>	<p>五〇</p>	<p>（略）</p>

<p>七〇十八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
-----------------	------------	------------

254 (略)

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〇三 (略)

四 削除

<p>七〇十八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
-----------------	------------	------------

254 (略)

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〇三 (略)

四 九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

イ 一般的条件

(1) 通信方式は、単信方式であること。

(2) 変調方式は、周波数変調であること。

(3) 発振方式は、発振周波数を水晶発振により制御する周波数シンセサイザ方式であること。

- (4) 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線、給電線、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
- (5) 送信空中線は、その絶対利得が七・一四デシベル以下であり、かつ、その水平面の指向特性が無指向性であること。
- (6) 使用する電波の周波数の選択、送信及び受信の手順並びに制御信号の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。
- (7) 使用する電波の周波数の選択、送信及び受信の手順を書き込んだ記憶装置は、その内容を変更できないものであり、かつ、当該記憶装置によつて制御される処理装置と一体構造であること。
- (8) 使用する電波の周波数(当該周波数を表すこととなるチャネル番号を含む。)及び受信した制御信号の内容は、表示されないこと。
- (9) 総務大臣が別に告示で定める周波数以外の電波の発射ができないものであること。
- (10) 電波の発射を開始及び停止するとき並びに電波の発射が継続する場合は六〇秒ごとに、自動的に制御信号のみを送信すること。
- (11) 無線設備の故障によりF二D電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること。
- ロ 送信装置の条件
- (1) F二D電波を使用する送信装置
- (イ) 変調信号は、次のとおりであること。
- (一) 符号形式は、NRZ符号であること。
- (二) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット(許容偏差は、百分の二〇〇とする。)であること。
- (三) MSK方式により変調されたものであつて、マーク周波数

五
(略)

五
(略)

が一、二〇〇ヘルツ及びブース周波数が一、八〇〇ヘルツ(許容偏差は、それぞれ百万分の二〇〇とする。)であるものであること。

(ロ) 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より(±)一・五kHzを超えないこと。

F_{3E}電波を使用する送信装置

(イ) (2) 変調周波数は、三、〇〇〇ヘルツ以内であること。

(ロ) 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より(±)五kHz以内であること。

(ハ) 周波数偏移が(ロ)に規定する値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けていること。

(ニ) (イ)の自動的制御装置と変調器との間に低域ろ波器(三kHzから一五kHzまでの間の各周波数について、当該各周波数における減衰量と一kHzにおける減衰量との比が次の式により求められる値以上となるものに限る。)を備え付けていること。

$$60 \log_{10} (F/3) \text{ デシベル}$$

Fは、3kHzから15kHzまでの間の当該各周波数(単位kHz)とする。

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 三の二（略）</p> <p>四 削除</p> <p>四の二七十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>		<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 三の二（略）</p> <p>四 F二D電波及びF三E電波九〇〇MHz帯を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの</p> <p>四の二七十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>	
一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
略	（第	（第	（第
二	第二	二	二
略	第一	略	略
略	項	略	略
略	略	略	略

送 信 装 置				
空中線電力	強度	スプリアス発射 又は不要発射の	占有周波数帯幅	周波数
電力計、電界強度測定 器又はスペクトル分 析器	はスペクトル分析器	スプリアス電力計又 はスペクトル分析器	低周波発振器 擬似音声発生器又は バンドメータ又はス ペクトル分析器	周波数計又はスペク トル分析器
				備 設 線 無 の 二 の 号 三 第 項 一 第 条
○	○	○	○	備 無 の 第 線 二 四 設 の 号
○	○	○	○	

送 信 装 置				
空中線電力	強度	スプリアス発射 又は不要発射の	占有周波数帯幅	周波数
電力計、電界強度測定 器又はスペクトル分 析器	はスペクトル分析器	スプリアス電力計又 はスペクトル分析器	低周波発振器 擬似音声発生器又は バンドメータ又はス ペクトル分析器	周波数計又はスペク トル分析器
				備 設 線 無 の 二 の 号 三 第 項 一 第 条
○	○	○	○	備 設 線 無 の 二 の 号 四 第 項 一 第 条
○	○	○	○	備 設 線 無 の 二 の 号 四 第 項 一 第 条

電力	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	変調衝撃係数	プレエンファシス特性	比吸収率
電力	搬送波を送信していないときの電力 はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 直線検波器	比吸収率測定装置
		注 18	○							
			○注 3							○

電力	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	変調衝撃係数	プレエンファシス特性	比吸収率
電力	搬送波を送信していないときの電力 はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 直線検波器	比吸収率測定装置
		注 18	○							
			○							○
		注 3	○							

受信装置								送信速度				
局発振器の周	相互変調特性	感度抑圧効果	択度	隣接チャンネル選	ポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	電波等の限度	副次的に発する	電波等の限度	送信速度
周波数計	音計 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 レベル計	スコープ レベル計又はオシロ	標準信号発生器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ	音計 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	電界強度測定器又は スペクトル分析器	電界強度測定器又は スペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ
										○		
										○		

受信装置								送信速度				
局発振器の周	相互変調特性	感度抑圧効果	択度	隣接チャンネル選	ポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	電波等の限度	副次的に発する	電波等の限度	送信速度
周波数計	音計 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 レベル計	スコープ レベル計又はオシロ	標準信号発生器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ	音計 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	電界強度測定器又は スペクトル分析器	電界強度測定器又は スペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ
										○		
										○		
										○		

波数変動	
ダイエンファシ ス特性	低周波発振器
総合歪及び雑音	直線検波器 標準信号発生器
	歪率雑音計

注1522 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試

波数変動	
ダイエンファシ ス特性	低周波発振器
総合歪及び雑音	直線検波器 標準信号発生器
	歪率雑音計

注1522 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、**第四号**、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作

験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

二・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一～第三 (略)

第四 アマチュア局、150MHz 帯、400MHz 帯 若しくは27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz 以上923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

二・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一～第三 (略)

第四 アマチュア局、150MHz 帯、400MHz 帯、27MHz 帯若しくは900MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz 以上923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

注 1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J3E 430MHz から 440MHz まで」のように、150MHz 帯、400MHz 帯又は 27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F2B F2C F2D F3C F3E 400MHz 帯」のように、920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備にあつては、「A1D 920.6MHz から 923.4MHz まで(200kHz 間隔 15 波)」のように記載すること。

4～11 (略)

第五・第六 (略)

様式第 7 号(第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

(略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い、次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
-----------	----

(略)

注 1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J3E 430MHz から 440MHz まで」のように、900MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「F2D 903.0125MHz、F3E 903.0375MHz から 904.9875MHz まで(25kHz 間隔 79 波)」のように、150MHz 帯、400MHz 帯又は 27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F2B F2C F2D F3C F3E 400MHz 帯」のように、920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備にあつては、「A1D 920.6MHz から 923.4MHz まで(200kHz 間隔 15 波)」のように記載すること。

4～11 (略)

第五・六 (略)

様式第 7 号(第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

(略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い、次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
-----------	----

(略)	(略)	(略)
第2条第1項第3号の2に掲げる無線設備	SY	SY
(略)	(略)	<u>R又はU</u>
5 (略)	5 (略)	5 (略)

○無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>（削除）</p> <p>附則</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p><u>第十章 雑則（第九十七条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第十章 雑則</u></p> <p><u>（電磁的方法により記録することができる提出書類）</u></p> <p><u>第九十七条 この規則の規定に基づき総務大臣又は総合通信局長に提出する申請書等の書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。</u></p>

○登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（帳簿等）</p> <p>第二十二条 登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類（第三項において「帳簿等」という。）を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一（略）</p> <p>二 点検のみを行った場合 次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し</p> <p>イ 点検を行った無線設備等に係る無線局の種別並びに識別信号及び免許の番号（包括免許に係る特定無線局にあつては、包括免許の番号及び特定無線局の番号）、<u>予備免許通知書の番号又は変更許可通</u> <u>知書の番号</u></p> <p>ロ～チ（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十三条・<u>第二十四条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（帳簿等）</p> <p>第二十二条 登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類（第三項において「帳簿等」という。）を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一（略）</p> <p>二 点検のみを行った場合 次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し</p> <p>イ 点検を行った無線設備等に係る無線局の種別並びに識別信号及び免許の番号（包括免許に係る特定無線局にあつては、包括免許の番号及び特定無線局の番号）、<u>予備免許の番号又は許可の番号</u></p> <p>ロ～チ（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（電磁的方法により記録することができる提出書類）</p>

第二十四条 次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

- 一 第二条第二項及び第五項又は第三条第二項に規定する書類
- 二 第五条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類
- 三 第六条第一項の規定に基づき提出する書類
- 四 第七条第一項の規定に基づき提出する書類
- 五 第八条の規定に基づき提出する書類
- 六 第九条第二項及び第五項に規定する書類
- 七 第十一条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類
- 八 第十二条第一項の規定に基づき提出する書類
- 九 第十三条第一項の規定に基づき提出する書類
- 十 第十四条の規定に基づき提出する書類

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

第一（略）

第二 法第六十条の時計及び備付書類

一（略）

二 無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあつては、揭示）

三・四（略）

第三（略）

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

第一（略）

第二 法第六十条の時計及び備付書類

一（略）

二 無線局免許状の備付け及び揭示

三・四（略）

第三（略）

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

第三 (略)	第一 (略)	第二 法第六十条の時計及び備付書類	点検の種別	点検の項目
	一 (略)	二 法第七十三条第 四項の点検	イ 時計の備付け ロ 無線局免許状の備付け ハ 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載 内容 ニ その他の書類の備付け	イ 時計の備付け ロ 無線局免許状の備付け ハ 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載 内容 ニ その他の書類の備付け
第三 (略)	第一 (略)	第二 法第六十条の時計及び備付書類	点検の種別	点検の項目
	一 (略)	二 法第七十三条第 四項の点検	イ 時計の備付け ロ 無線局免許状の備付け ハ 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載 内容 ニ その他の書類の備付け	イ 時計の備付け ロ 無線局免許状の備付け ハ 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載 内容 ニ その他の書類の備付け

○電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的方法により記録することができる提出書類)</p> <p>第九条 第五条の規定に基づき報告する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。</p>

の省令の施行後においても、なおその効力を有する。

- 5 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第四号に掲げる特定無線設備に係る表示は、なお従前の例による。